

盛岡市職員給与支給条例の一部改正について

平成 15 年 11 月 28 日
総 務 部

1 提案理由

国及び県の例に準じ一般職の職員の給料月額及び手当の額の改定等をするとともに、市議会議員等の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改正の概要

(1) 給料表の改定

(平成 15 年 12 月 施行)

	行政職給料表	医療職給料表 (1)	医療職給料表 (2)
改定率	△1.09%	△1.19%	△1.05%
適用職員数	2,007人	23人	149人

(2) 諸手当

① 初任給調整手当について

(平成 15 年 12 月 施行)

医師及び歯科医師に対する手当の支給月額の限度額を 216,700 円 (現行 219,100 円) とする。

② 扶養手当について

(平成 15 年 12 月 施行)

配偶者に係る手当の支給月額を 13,500 円 (現行 14,000 円) とする。

③ 調整手当について

(平成 15 年 12 月 施行)

異動保障 (現行 1 年間) を廃止する。

④ 住居手当について

(平成 15 年 12 月 施行)

自宅に係る手当の支給要件を新築又は購入から 5 年間に限ることとし、手当の支給月額を 3,000 円 (現行 6,200 円) とする。

また、単身赴任手当受給職員で、その所有に係る住宅に配偶者等が居住している場合の手当についても同様に改定し、支給月額を 1,500 円 (現行 3,100 円) とする。

なお、平成 18 年 3 月までの間、所要の経過措置を講じる。

⑤ 通勤手当について

(平成 16 年 4 月 施行)

交通機関等利用者に対する手当の算定を、6 箇月を超えない範囲内の期間における運賃相当額を基礎とするとともに、当該期間の最初の月に一括支給する。

また、1 箇月当たりの当該手当の全額支給限度額を 55,000 円 (現行 50,000 円) とする。

⑥ 期末手当について

(平成 15 年 12 月施行, ただし平成 16 年度以降については平成 16 年 4 月施行)
 期末手当の支給割合を次のとおりとする。

	現 行	改定 (15 年度)	改定(16 年度以降)
6 月期	1. 5 5 月	1. 5 5 月	1. 4 月
12 月期	1. 7 月	1. 4 5 月	1. 6 月
計	3. 2 5 月	3. 0 月	3. 0 月

⑦ 平成 15 年 12 月に支給する期末手当の特例について

平成 15 年 4 月からの年間給与について官民給与の実質的な均衡が図られるよう、平成 15 年 12 月の期末手当の額の特例として、所要の調整措置を行うこととする。

⑧ 市議会議員の期末手当について

(改正条例の附則において、盛岡市議会の議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正)

期末手当の支給割合を次のとおりとする。

	現 行	改定 (15 年度)	改定(16 年度以降)
6 月期	1. 7 月	1. 7 月	1. 6 月
12 月期	1. 8 月	1. 6 月	1. 7 月
計	3. 5 月	3. 3 月	3. 3 月

⑨ 常勤特別職の期末手当について

(改正条例の附則において、盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正)

期末手当の支給割合を次のとおりとする。

	現 行	改定 (15 年度)	改定(16 年度以降)
6 月期	1. 7 月	1. 7 月	1. 6 月
12 月期	1. 8 月	1. 6 月	1. 7 月
計	3. 5 月	3. 3 月	3. 3 月